

研究ノート

国際興業管理事件再考

— 判例から読み解く資金還流のスキーム —

松 永 真理子[†]

要 旨

混合配当の取扱いとプロラタ計算を定める政令（旧法令 23①三）の適法性が争われた国際興業管理事件の最高裁判決（最判令和3年3月11日民事判例集75巻3号418頁）が2021年3月11日に下された。それを受けた2022（令和4）年度税制改正においては、法人税法施行令第23条第1項第4号に対して立法措置が講じられることとなった。

本事件について詳細に取り上げる文献はあるものの、原告Xの子会社であるKPC社の簿価純資産額の状況や剰余金配当割合など、検討すべき論点は未だに残されている。

したがって本稿では、まず、国際興業管理事件において仕組みられた資金還流のスキームを明らかにする。その上で、本事件では争点とはならなかったいくつかの論点に関して、原告Xの子会社および孫会社の設立準拠法である米国デラウェア州LLC法とわが国の会社法、さらに税務上の観点から考察する。

1. はじめに

2021年3月11日付で、国際興業管理事件の最高裁判決（最判令和3年3月11日民事判例集75巻3号418頁）が下された。そこでは、地裁判決（東京地判平成29年12月6日税資267号順号13095）、および高裁判決（東京高判令和元年5月29日税資269号順号13276）と同じく納税者が勝訴したことに加え、プロラタ計算を定める政令（旧法令 23①三）の違法性が指摘された¹⁾。

本事件の主な争点は、法人税法第24条第1項第3号（現行：第4号）の意義と、法人税法施行令第23条第1項第3号（現行：第4号）の適法性である。これに関しては、最高裁判決において一応の決着を見ることとなり、それを詳細に取り上げる文献²⁾もある。しかしながら、

[†] 立教大学大学院経済学研究科 E-mail: 22qa002y@rikkyo.ac.jp

1) 2022（令和4）年度税制改正では、法人税法施行令第23条第1項第4号に立法措置が講じられた。本改正が混合配当に及ぼした影響については、松永（2022）および松永（2023）を参照されたい。

2) 伊藤・増田（2022）、大淵（2021）、小山（2022a）、霞（2021）、木山（2021）、坂本（2021）、渡辺（2022a）等。

本事件には簿価純資産額の状況や剰余金配当割合など、その内容を紐解く上で看過しがたい論点が未だ潜んでいるように思われる³⁾。

したがって、本稿ではいま一度、内国法人が仕組んだ資金還流のスキームを検証し、税務上の観点から検討を加えてみたい。

2. 事実関係の整理⁴⁾

国際興業管理事件の概要は次のとおりである。

【事案の概要】

内国法人である原告 X⁵⁾ は、外国子会社から資本剰余金及び利益剰余金をそれぞれ原資とする剰余金の配当を受け、前者については法人税法（平成27年法律第9号による改正前のもの）第24条第1項第3号にいう資本の払戻しの一態様である「剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）」に、後者については法人税法第23条第1項第1号にいう「剰余金の配当（…資本剰余金の額の減少に伴うもの…を除く。）」に該当することを前提に本件連結事業年度の法人税の連結確定申告をした⁶⁾。これに対して、京橋税務署長は、これらの剰余金の配当は、効力発生日が同じ日であることなどから、その全額が法人税法第24条第1項第3号の資本の払戻しに該当するとして法人税の更正処分を下した。

以上を踏まえて原告 X は、被告である国に対して、本件更正処分のうち連結所得金額が本件申告に係る金額を超え、翌期へ繰り越す連結欠損金額が本件申告に係る金額を下回る部分の取消しを求めた。

(1) 時系列に沿った分析——2012年10月6日から2015年8月21日まで——

原告 X が混合配当を受領してから、更正処分を受けるまでの経緯は表1のとおりである。係争事業年度は、2012年4月1日から2013年3月31日であり、原告 X の100%子会社（Kyo-ya Pacific Company, LLC : 2255 Kalakaua Ave., Honolulu, Hawaii）および孫会社（Kyo-ya Com-

3) その一部を指摘した論考として、渡辺（2022b）および大野（2022）がある。

4) 本事件の詳細は、最高裁判所民事判例集75巻3号418頁（https://lex.lawlibrary.jp/lexbin/WebPdfOut.aspx?Bnbn=25571360&PDF_ID=167912）、TKC 法律情報データベース LEX/DB インターネット（地裁判決・高裁判決・最高裁判決）、行政文書（国税不服審判所平成27年2月23日東裁（法）平26第73号）に基づくものである。

5) 原告 X は、1940（昭和15）年5月15日に創業した国際興業管理株式会社（Kokusai Kogyo Kanri Co.,Ltd.）であり、資本金1億円を有する国際興業株式会社（Kokusai Kogyo Co.,Ltd.）の株主である。

6) 原告 X は、平成18年4月1日から平成19年3月31日の事業年度より連結納税の承認を受けている。

pany, LLC : 2255 Kalakaua Ave., Honolulu, Hawaii) は、それぞれ「KPC 社」、「KC 社」と称する。

なお、原告 X は内国法人であるため、その会計処理と税務処理は円建て表記とし、KPC 社および KC 社は外国子会社であることから、それらの処理はドル建て表記とする⁷⁾。

表 1 税務訴訟までの経緯

年月日	原告 X の処理
2012年10月6日	X 社は KPC 社の担当会計士に対して、分配する資金のうち一定額を利益の分配とし、それ以外を資本の払戻しとすることが税務上最適であることを電子メールにて連絡した。
2012年11月12日	<p>X 社は KPC 社の税務担当役員に対して、総額 6 億 4,400 万ドルにつき、1 億ドルは「資本の払戻し (Return of Capital)」として、5 億 4,400 万ドルは「利益の分配 (Dividend)」として分配するよう連絡した。なお、その際、資本勘定の一部を追加払込資本に振り替えることが要請される。</p> <p>KC 社から KPC 社を通じて、X 社に資金還流させるために作成された同意書および決議書が、KPC 社の設立準拠法である米国デラウェア州のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー法 (Limited Liability Company Law) (以下、「デラウェア州 LLC 法」という。) と、KPC 社に係る LLC 契約に基づき、X 社と KPC 社の唯一の社員との間で交わされた。</p> <p style="text-align: center;">【同意書】</p> <p>KPC 社の役員および原告 X の代表者は、決議書に関して、その効力発生日を平成 24 年 11 月 12 日として採択すること。</p> <p style="text-align: center;">【決議書①～④】</p> <p>① KC 社およびその子会社等が KPC 社に資金還流することを許可すること。 ② KPC 社が発行する株式の額面金額を 1 ドルから 0.5 ドルに減額させることで資本金の額を減少し、追加払込資本に振り替えること。 ③ 上記②で振り替えた金額を「追加払込資本の払戻し」として、KPC 社から X 社へ 1 億ドルを分配すること。 ④ X 社に対して、KPC 社の「留保利益」から 5 億 4,400 万ドルを分配すること。</p>
2012年11月12日	KC 社から KPC 社に 6 億 4,400 万ドルの利益が分配される。
2012年11月13日	KPC 社から X 社に対して、資本の払戻しおよび利益の分配の総額 6 億 4,400 万ドルの送金手続きが完了する。
2012年11月14日	X 社は、取引銀行から資本の払戻しと利益の分配を受領したとの連絡を受ける。
2012年11月30日	X 社は追加払込資本 1 億ドルおよび留保利益 5 億 4,400 万ドルを各々減少させる会計処理を行う。
2012年12月31日	X 社は KPC 社株式を貸方に、関係株式評価損を借方とする会計処理を行った。これにより、KPC 社の帳簿価額は備忘価額 1 円となる。
2013年7月31日	X 社は連結事業年度における法人税の連結確定申告を行う。

7) ドル建ての金額を円換算する場合には、2012年11月12日時点における電信売買相場の仲値 (TTM : 79.51円) が使用される。

2014年4月28日	京橋税務署長（以下、「課税庁」という。）は、X社に対する資本の払戻しと利益の分配の効力発生日が同日であることなどから、連結所得金額を増額し、繰越欠損金額を減額する更正処分を下した。
2014年6月27日	X社は上記更正処分に対して審査請求を行う。
2015年2月23日	国税不服審判所長は、X社の審査請求を棄却する旨裁決した（国税不服審判所平成27年2月23日東裁（法）平26第73号）。
2015年8月21日	X社は本訴を提起する。

（出所）国税不服審判所平成27年2月23日東裁（法）平26第73号，最高裁判所民事判例集75巻3号418頁より筆者作成。

（2）X社の会計・税務処理

表1のうち、2012年11月30日および同年12月31日にX社が行った会計処理と税務処理は次のとおりである。

【X社の会計処理】

（単位：円）

（2012年11月30日）

現金預金	512億1,088万	/	KPC社株式	79億5,100万
			受取配当金	432億5,344万
			為替損益	644万

（2012年12月31日）

関係株式評価損	129億1,880万9,621	/	KPC社株式	129億1,880万9,621
---------	-----------------	---	--------	-----------------

【X社の税務処理】

（単位：円）

（2013年7月31日）

現金預金	79億5,100万	/	KPC社株式	208億6,980万9,622
有価証券譲渡損失	129億1,880万9,621			
〈備忘価額1円を考慮〉				

現金預金	432億5,344万	/	受取配当金	432億5,344万
------	------------	---	-------	------------

【参考⁸⁾】

（単位：円）

8) ここで用いられているプロラタ計算式は次のとおりである（法令23④四）。

$$\begin{aligned} \text{有価証券譲渡対価} &: 167\text{億}8,120\text{万}3,417 \times \frac{79\text{億}5,100\text{万}}{167\text{億}8,120\text{万} - \text{約}90\text{億}円^{9)}} \quad \{\text{払戻資本割合: } 1^{10)}\} \\ &= 167\text{億}8,120\text{万}3,417 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} &79\text{億}5,100\text{万} < 167\text{億}8,120\text{万}3,417 \\ &\therefore 79\text{億}5,100\text{万} \end{aligned}$$

$$\text{みなし配当} : 79\text{億}5,100\text{万} - 79\text{億}5,100\text{万} = 0$$

$$\text{有価証券譲渡原価} : 208\text{億}6,980\text{万}9,622 \times 1 = 208\text{億}6,980\text{万}9,622$$

$$\text{有価証券譲渡損失} : 79\text{億}5,100\text{万} - 208\text{億}6,980\text{万}9,622 = \triangle 129\text{億}1,880\text{万}9,621$$

ここでは、資本剰余金を原資とする部分79億5,100万円（KPC社株式）からみなし配当は生じず、関係株式評価損129億1,880万9,621円と同額の有価証券譲渡損失が損金に算入された¹¹⁾（法法61の2①）。また、利益剰余金を原資とする配当432億5,344万円に関しては、その95%である410億9,076万8,000円が益金不算入となる（法法23の2①）。これによりX社は、連結所得金額△149億6,420万3,607円、翌期に繰り越す連結欠損金額295億2,004万5,412円として申告を行った。

$$\text{資本の払戻し部分} = \text{払戻等対応資本金額等} \times \frac{\text{払戻法人の払戻し等に係る株式数}}{\text{株式の総数}}$$

払戻等対応資本金額等

= 払戻し直前の資本金等の額

$$\times \frac{\text{資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額（減少資本剰余金額）}}{\text{前事業年度終了時の簿価純資産額（資本金等の額 + 利益積立金額）}} \quad (= \text{払戻資本割合})$$

みなし配当 = 減少資本剰余金額 - 資本の払戻し部分

- 9) KPC社における利益積立金額は公表されていないが、簿価純資産額9,768万4,743.50ドルから直前資本金額2億1,105万7,771.56ドルを控除すると、△1億1,337万3,028.06ドルと算出される。この金額に電信売買相場の仲値（TTM：79.51円）を乗じると、日本円で△90億1,428万9,461.05円となる。したがって本稿では、KPC社における利益積立金額を「約90億円」と掲載している。
- 10) 直前資本金額等がゼロを超え、かつ、前事業年度終了時の簿価純資産額がゼロ以下の場合と、減少資本剰余金額が簿価純資産額を超える場合においては、法人税法施行令第23条第1項第4号が適用され、プロラタ計算式の払戻資本割合は1となる。
- 11) 時価を認識することが極めて困難な株式に関しては、発行法人の財政状態が悪化することでその実質価額が著しく下落した場合、減損処理を行う必要がある（金融商品会計基準第21項）。その実質価額については、1株あたりの純資産額に所有株式数を乗じた金額となる（金融商品会計に関する実務指針第92項）。以上より、会計処理において関係株式評価損が計上されると（金融商品会計基準第19項および第21項）、税務上では特定の要件を満たした場合において、その評価分を損金に算入することが許容される（法法33②、法令68①二口）。その要件とは、子会社の資産状況が著しく悪化した場合に加え（法基9-1-9）、子会社株式の資産状態が著しく低下した結果、その金額が子会社株式の帳簿価額を下回ることである（法基9-1-7、法基9-1-11）。

(3) 課税庁の更正処分

X社の税務処理に対して課税庁は、資本の払戻しおよび利益の分配における効力発生日が同日であるなどという理由から、配当原資全体が法人税法第24条第1項第3号に該当するものと判断し、次のように更正処分を下した。

【課税庁の更正処分】

(単位：円)

(2014年4月28日)

現金預金	512億444万	受取配当金	344億2,323万6,583
有価証券譲渡損失 (備忘価額1円を考慮)	40億8,860万6,204	KPC 株式会社	208億6,980万9,622

有価証券譲渡損失を計上する流れは下記のとおりである。

【参 考】

(単位：円)

$$\begin{aligned} \text{有価証券譲渡対価} &: 167\text{億}8,120\text{万}3,417 \times \frac{79\text{億}5,100\text{万}}{167\text{億}8,120\text{万} - \text{約}90\text{億}} \quad \text{【払戻資本割合：1】} \\ &= 167\text{億}8,120\text{万}3,417 \\ \text{みなし配当} &: 512\text{億}444\text{万} - 167\text{億}8,120\text{万}3,417 = 344\text{億}2,323\text{万}6,583 \\ \text{有価証券譲渡原価} &: 208\text{億}6,980\text{万}9,622 \times 1 = 208\text{億}6,980\text{万}9,622 \\ \text{有価証券譲渡損失} &: 167\text{億}8,120\text{万}3,417 - 208\text{億}6,980\text{万}9,622 \\ &= \triangle 40\text{億}8,860\text{万}6,204 \end{aligned}$$

課税庁の処理では、みなし配当金額344億2,323万6,583円の5%相当額を控除した327億207万4,754円が益金不算入となった(法令23の2①)。さらに、減少資本剰余金額512億444万円からみなし配当金額344億2,323万6,583円が控除されると、有価証券譲渡対価は167億8,120万3,417円となり、その金額とKPC株式の帳簿価額208億6,980万9,622円との差額である40億8,860万6,204円(備忘価額1円を考慮)が有価証券譲渡損失として計上される。これにより、連結所得金額は△69億988万7,134円、翌期へ繰り越す連結欠損金額は214億6,572万8,939円として、X社に更正処分が下された。

以上の結果をまとめたものが表2である。

表 2 X社と課税庁の算出結果

(単位：円)

	X社	課税庁
(みなし) 配当金額	432億5,344万	344億2,323万6,583
有価証券譲渡損失	△129億1,880万9,621	△40億8,860万6,204
連結所得金額	△149億6,420万3,607	△69億988万7,134
連結欠損金額	295億2,004万5,412	214億6,572万8,939

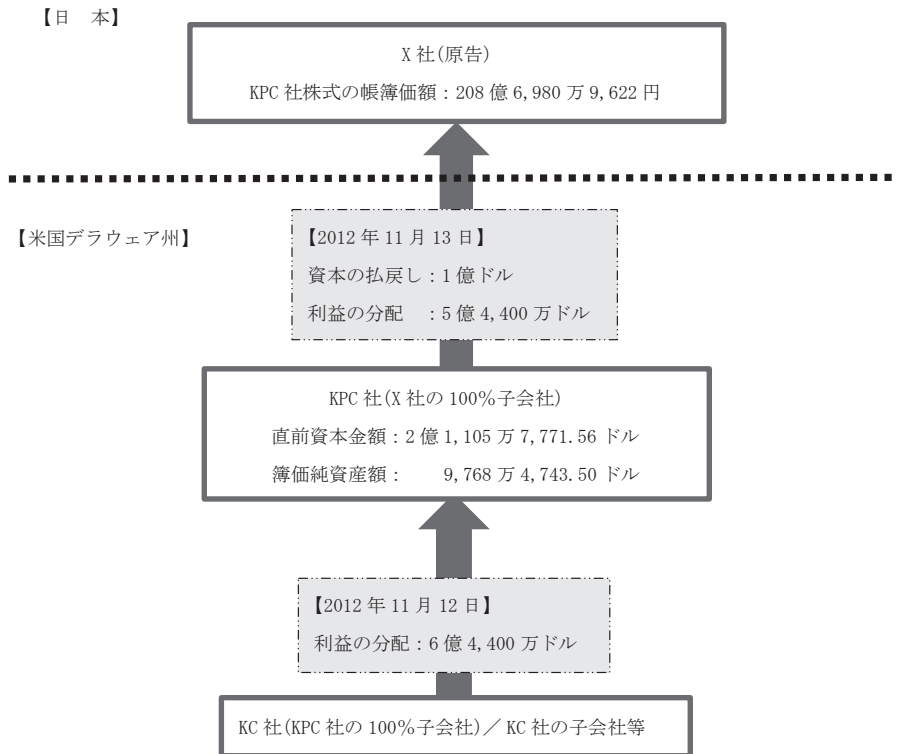
(出所) 筆者作成。

3. 孫会社から親会社に対する資金還流

2-2)におけるX社の会計処理および税務処理を踏まえて、KC社が保有していた6億4,400万ドルの資金がどのように移動したのか整理する。

(1) 資金還流の流れ

まず、資金還流の流れを簡潔に図示したものが図1である。



(出所) 筆者作成。

図1 KC社からX社に対する資金還流の流れ

(2) 仕訳による分析——6億4,400万ドルの行方——

図1で注目すべきは、X社の孫会社であるKC社から子会社のKPC社へ還流された利益の分配6億4,400万ドルのうち、KPC社からX社にその同額が還流された際には、1億ドルが資本の払戻しとされている点である。これは、表1の決議書②にあるように、KPC社が株式の額面金額を1ドルから0.5ドルに引き下げることで資本金を減額させ、追加払込資本に1億381万ドルを振り替えることにより、その原資を確保したものと推察される。この流れを示したものが次の仕訳である。

【仕訳一覧】

(単位：ドル)

【KPC社に対する利益の分配 (KC社)】

Retained Earnings—Prior Year 6億4,400万 / Demand deposit—BOH MM 6億4,400万

【配当の受領 (KPC社)】

Demand Deposit—BOH 6億4,400万 / Dividend Income 6億4,400万

【資本金から追加払込資本への振替 (KPC社)】

Capital 1億381万 / Additional Paid In Capital 1億381万

【X社に対する資本の払戻し (KPC社)】

Additional Paid In Capital 1億 / Demand Deposit—BOH 1億

【X社に対する利益の分配 (KPC社)】

Retained Earnings 5億4,400万 / Demand Deposit—BOH 5億4,400万

【和 訳】

Retained Earnings—Prior Year : 留保利益—前年

Demand deposit—BOH MM : 当座預金—ハワイ銀行マネーマーケット

Demand Deposit—BOH : ハワイ銀行要求払預金

Dividend Income : 配当収入

Capital : 資本

Additional Paid In Capital : 追加払込資本

Retained Earnings : 留保利益

(3) 小 括

X社は、孫会社であるKC社の留保利益6億4,400万ドルに関して、100%子会社のKPC社にその全額を利益の分配として還流させ、さらに資本の払戻し(1億ドル)および利益の分配(5億4,400万ドル)で受領した。それに加えて、税務処理を行う際には、配当原資に応じて別個独立した配当として取り扱うことで、有価証券譲渡対価79億5,100万円を計上し、KPC社の帳簿価額208億6,980万9,622円との見合いによって、多額の有価証券譲渡損失を発生させた。

以上より、改めてX社の資金還流の流れをまとめると、本件配当が更正処分を下された要因としては、2012年11月12日にX社とKPC社の唯一の社員との間で交わされた同意書(表1)にあるものと考えられる。そこでは、KPC社からX社へ1億ドルを追加払込資本の払戻しとして分配すること(決議書③)と、KPC社の留保利益5億4,400万ドルをX社に分配すること(決議書④)が同一の効力発生日とされていた。ここで、あえて同日ではなく、各々の配当を別日に採択すれば、混合配当とみなされる可能性は低かったのではないだろうか。

4. 国際興業管理事件に残された論点

本節では、国際興業管理事件において争点とならなかった下記の二つについて検討する。

- ・利益積立金額がマイナス¹²⁾の状況において、なぜKPC社は配当することができたのか。
- ・原告XがKPC社から配当を受領する際、その一部を資本の払戻しとすることにより生じた効果

(1) 利益積立金額がマイナスの状況でKPC社が配当することができた理由

KPC社の設立準拠法であるデラウェア州LLC法では、配当の効力発生後に債務総額が資産の時価を超過する場合に配当を行ってはならない(DGCL § 607 (a))。次いで、剰余金については、総資産が総負債を超過する純資産のうち、資本と定められた額を超える部分とされている(DGCL § 154)。また、純資産に関しては、総負債を上回る金額のことを示しており、資本金および剰余金は、負債ではない旨定められている(DGCL § 154)。その上で、配当金については、デラウェア州LLC法第154条および第224条に規定される剰余金から支払うことが要請されている(DGCL § 170 (a) (1))。ここで、本事件においてKPC社の剰余金の額は2,487万ドルであり、その状況で原告Xに6億4,400万ドルもの資金を還流させることは困難であるかのように見受けられる。

しかしながら、デラウェア州LLC法では、剰余金が不足する場合において、配当が宣言さ

12) 利益積立金額がマイナスになる要因としては、欠損金額の増加やみなし配当事由の発生(法令 9 ①)などがあげられる。詳しくは太田(2019, 181-183頁)を参照。

れた事業年度またはその前事業年度の純利益からも支払うことが許容されている (DGCL § 170 (a) (2))。すなわち、KPC 社は KC 社から期中に分配された 6 億 4,400 万ドルの留保利益を配当原資とすることが可能であったため、利益積立金額がマイナスであるにもかかわらず配当が行われた。

(2) 剰余金配当割合に関する考察——資本の払戻しにより生ずる「有価証券譲渡損失」——

原告 X は、KPC 社から受領する 6 億 4,400 万ドルに関して、そのうち 1 億ドルを追加払込資本 (資本剰余金) として採択していたが¹³⁾、このような剰余金配当割合としたことには何か理由があったのであろうか。

本事件における KPC 社の簿価純資産額の状況は、利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超であり、混合配当を行うことによって約 129 億円の有価証券譲渡損失が計上された。ここで、原告 X が有価証券譲渡対価および譲渡原価を算出したプロラタ計算式を再掲する。

【原告 X が算出した有価証券譲渡対価と譲渡原価 (法令 23①四, 法法 61 の 2 ⑱, 法令 119 の 9①)】

(単位：円)

$$\begin{aligned} \text{有価証券譲渡対価} &: 167\text{億}8,120\text{万}3,417 \times \frac{79\text{億}5,100\text{万}}{167\text{億}8,120\text{万} - \text{約}90\text{億}} \quad \text{【払戻資本割合：1】} \\ &= 167\text{億}8,120\text{万}3,417 \end{aligned}$$

$$79\text{億}5,100\text{万} < 167\text{億}8,120\text{万}3,417$$

$$\therefore \underline{79\text{億}5,100\text{万}}$$

$$\begin{aligned} \text{有価証券譲渡原価} &: 208\text{億}6,980\text{万}9,622 \times \frac{79\text{億}5,100\text{万}}{167\text{億}8,120\text{万} - \text{約}90\text{億}} \quad \text{【払戻資本割合：1】} \\ &= \underline{208\text{億}6,980\text{万}9,622} \end{aligned}$$

払戻資本割合の分母に着目すると (網掛け部分)、資本金等の額 167 億 8,120 万円から利益積立金額 △ 約 90 億円が控除され、簿価純資産額は約 77 億 8,120 万円と算出される。これに対して、分子の減少資本剰余金額は 79 億 5,100 万円と分母の額を超過することから、法人税法施行令第 23 条第 1 項第 4 号によって払戻資本割合は 1 となり、譲渡原価は KPC 社株式の帳簿価額と同

13) KPC 社が分配した Additional Paid In Capital (追加払込資本) と Retained Earnings (留保利益) の金額は、わが国の会社法が定める資本剰余金ならびに利益剰余金に相当するものとして取り扱われており、前掲最判令和 3 年 3 月 11 日では、「追加払込資本は我が国の会社法上の資本剰余金に、留保利益は同じく利益剰余金にそれぞれ該当する」と判断された。

じく208億6,980万9,622円となる。一方、譲渡対価の上限金額は減少資本剰余金額であることから（法令 23①四）、79億5,100万円とされた。

以上を踏まえると、本事件で配当原資の一部を追加払込資本として採択したことは、KPC社における利益積立金額がマイナスであり、かつKPC社株式の帳簿価額が資本金等の額を超過したことを所与として、より多額の有価証券譲渡損失を計上させるためであった。すなわち、払戻資本割合を1¹⁴⁾とすることで、有価証券譲渡原価はその最大値である帳簿価額と同額になる。そして、その要件が満たされる範囲において、最小値となる譲渡対価を計上させるには、簿価純資産額と同額の資本の払戻しを行う必要がある。実際に、本事件における減少資本剰余金額は79億5,100万円であり、KPC社の簿価純資産額との差額は1億6,980万円と、ほぼこの要件を満たしていた。もちろん、これは別個独立の配当を前提としたものである。

本ケースで用いられたスキームをまとめると、表3のとおりである。

表3 国際興業管理事件で多額の譲渡損失が計上されたスキーム

	本事件の状況	効果
KPC社の簿価純資産額	利益積立金額 ：△約90億円 資本金等の額 ：167億8,120万円	簿価純資産額を圧縮
プロラタ計算式の払戻資本割合	1（法人税法施行令第23条第1項第4号）	譲渡原価が最大値（帳簿価額と同額）
剰余金配当割合	資本剰余金額 ：79億5,100万円 利益剰余金額 ：432億5,344万円	簿価純資産額約77億8,120万円を僅かに超過した資本剰余金からの配当を行うことで譲渡対価を圧縮

（出所）筆者作成。

なお、KPC社の簿価純資産額について、利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超という一般的なケースであったならば、減少資本剰余金額はより多額であるほうが譲渡損失は増大する。これは、減少資本剰余金額を増額させるほど、プロラタ計算式の払戻資本割合の分子は増大することから、譲渡対価および譲渡原価の金額が多額に算出されるためである。このことから、混合配当の簿価純資産額の状況に応じて、税負担が軽減される剰余金配当割合は一律ではないといえる。

14) 本事件のような法人税法施行令第23条第1項第4号が適用される場合と、減少資本剰余金額が簿価純資産額と等しくなる場合である。

(3) 小括——「期ずれ」に関する見解——

本節では、国際興業管理事件に残された二つの論点を検討し、原告 X はデラウェア州 LLC 法および KPC 社の簿価純資産額の状況に鑑みて、剰余金配当割合を決定していたことが明らかとなった。

もっとも、原告 X が保有していた KPC 社株式は、実質価額が著しく下落したことで減損処理が行われたため、次期以降に売却されるとその全額が益金に算入される。そうになると、本事件の有価証券譲渡損失129億1,880万9,621円は、将来的に生ずる益金と相殺されるため、いわゆる「期ずれ」や「損失の先食い」とも捉えられる¹⁵⁾。しかしながら、早期の事業年度にあえて多額の損金を計上させることは、納税者間の課税の公平性や中立性を揺るがすことになるだろう。

5. 内国法人を前提とした検討——税法および会社法からの考察——

国際興業管理事件で争点となった利益積立金額がマイナスという簿価純資産額の状況は、一般的とは言い難いケースであった。しかしながら、この状況は外国法人のみならず内国法人を前提とした際にも起こり得る。

(1) 利益積立金額がマイナスとなるプロラタ計算式の構造

税法においては、期中に配当が行われることで利益が計上されたとしても、その金額はプロラタ計算式の簿価純資産額には反映されず、結果として利益積立金額がマイナスのケースが発生する可能性がある。これについては、法人税法施行令第23条「所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等」が根拠規定となっている。

まず、同条第1項第4号は次のとおりである。

「四 法第二十四条第一項第四号に掲げる資本の払戻し又は解散による残余財産の分配（次号に掲げるものを除く。イにおいて「払戻し等」という。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該払戻し等を行つた法人（イにおいて「払戻等法人」という。）の当該払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等（当該直前の資本金等の額に(1)に掲げる金額（下線筆者。以下、同。）のうち(2)に掲げる金額の占める割合（中略）を乗じて計算した金額（当該払戻し等が法第二十四条第一項第四号に規定する資本の払戻しである場合において、当該計算した金額が当該払戻し等により減少した資本剰余金の額を超えるとき

15) 同様の指摘として、坂本（2021，34頁）、大野（2022，61頁）がある。

は、その超える部分の金額を控除した金額)をいう。)を当該払戻等法人の当該払戻し等に係る株式の総数で除し、これに同項に規定する内国法人が当該直前に有していた当該払戻等法人の当該払戻し等に係る株式の数を乗じて計算した金額

- (1) 当該払戻し等を第二号イの分割型分割とみなした場合における同号イに掲げる金額
- (2) 当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又は当該解散による残余財産の分配により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額(以下、省略。)

ここで、下線部の「当該直前の資本金等の額に(1)に掲げる金額」は、プロラタ計算式の払戻資本割合の分母、すなわち簿価純資産額を示している。その金額を算出する際には、払戻直前の資本金等の額に加えて、法人税法施行令第23条第1項第2号イに定める金額を考慮することとなる。

- (2) 法人税法施行令第23条第1項第2号——簿価純資産額に加算されない利益積立金額——
続いて、法人税法施行令第23条第1項第2号は、下記のように規定されている。

「第二十三条 法第二十四条第一項(配当等の額とみなす金額)に規定する株式又は出資に対応する部分の金額は、同項に規定する事由の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

二 法第二十四条第一項第二号に掲げる分割型分割(中略)

イ 分割型分割の日の属する事業年度の前事業年度(中略)終了の時の資産の帳簿価額から負債(新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む。)の帳簿価額を減算した金額(当該終了の時から当該分割型分割の直前の時までの間に資本金等の額又は利益積立金額(第九条第一号及び第六号(利益積立金額)に掲げる金額を除く。))が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額)」

下線部によると、簿価純資産額には事業年度終了時点から変動した資本金等の額と利益積立金額を加減算することが要請されているが、利益積立金額に関しては、「第九条第一号及び第六号(利益積立金額)に掲げる金額を除く。」との要件が付されている。つまり、法人税法施行令第9条「利益積立金額」のうち、第1号および第6号に規定される増加項目については、下記のとおりプロラタ計算式の利益積立金額には含まれない¹⁶⁾。

16) 法人税法施行令第9条第6号には、通算法人が第百十九条の三第五項に規定する他の通算法人の株式又は出資を有する場合において、当該他の通算法人について同項に規定する通算終了事由が生ずるときの同項に規定する簿価純資産不足額に相当する金額から同項に規定する簿価純資産超過額に相当する金額を減算した金額が定められる。

「第九条 法第二条第十八号（定義）に規定する政令で定める金額は、同号に規定する法人の当該事業年度前の各事業年度（以下この条において「過去事業年度」という。）の第一号から第七号までに掲げる金額の合計額から当該法人の過去事業年度の第八号から第十四号までに掲げる金額の合計額を減算した金額に、当該法人の当該事業年度開始の日以後の第一号から第七号までに掲げる金額を加算し、これから当該法人の同日以後の第八号から第十四号までに掲げる金額を減算した金額とする。

一 イからヲまでに掲げる金額の合計額からワからネまでに掲げる金額の合計額を減算した金額（中略）

イ 所得の金額

ロ 法第二十三条（受取配当等の益金不算入）の規定により所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額

ハ 法第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）の規定により所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額

ニ 法第二十五条の二第一項（受贈益）の規定により所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額

（以下、省略。）」

要するに、前事業年度終了時における利益積立金額がマイナスであっても、上記の項目が計上された場合においては、配当原資を確保することは可能となる¹⁷⁾。しかしながら、その金額はプロラタ計算式の簿価純資産額には加算されないため、実際に配当する利益は存在するにもかかわらず、利益積立金額はマイナスという状況が生ずることとなる。

(3) わが国の会社法に基づく検討

KPC社の設立準拠法であるデラウェア州 LLC 法と同じく、わが国の会社法においても期中に生じた利益を用いて配当することは許容される。まず、株式会社は、株主に対して剰余金の配当を行うことができ（会社法 453）、配当等の制限に関しては、株主に対して交付する金銭等の額が効力発生日の分配可能額を超過してはならない（会社法 461）。分配可能額の算定方法としては、最終事業年度終了時の剰余金の額（会社法 224、会社法 446一、会社計算 149）が出発点となり、剰余金の配当の効力発生日までに生じた一定の増減額（臨時決算をした場合における損益）が考慮される（会社法 446、会社法 461②、会社計算 150①、会社計算 158）。なお、純資産の額が300万円を下回る際には、たとえ分配可能額が存在していたとしても、剰余金の配当を行うことはできない（会社法 458、会社法 461②六、会社計算 158六）。

17) 臨時決算に係る中間申告は行わないことが条件となる（法 71①、法 72）。

ここで、国際興業管理事件のように期中に分配された利益を原資として配当するためには、臨時決算による臨時計算書類を作成する必要がある（会社法 441①）。さらに、株主総会あるいは取締役会の承認を得ることによって、配当原資として用いることが許容される（会社法 461②）。ただし、本事件においては、臨時決算による臨時計算書類は作成されておらず、これはデラウェア州 LLC 法上、臨時計算書類を作成せずに配当することができるためであった。

以上より、利益積立金額がマイナスの簿価純資産額の状況における配当は、発行人が外国子会社であったから生じた特殊なケースではなく¹⁸⁾、わが国の会社法を前提とした場合においても可能であることが示された。

6. むすびに

本稿では、国際興業管理事件における資金還流の全容と、争点とはならなかったものの、本事件の核心ともいえる次の二つの論点について考察した。

まず、利益積立金額がマイナスのケースに係る配当である。本事件はデラウェア州 LLC 法のもと、外国子会社を利用した特殊な事例と巷間論ぜられることもあるが¹⁹⁾、このような配当については、わが国の会社法上も許容される点を確認した。わが国にも同様な土壌が潜在していることは、今後留意すべきであろう。次いで、剰余金配当割合である。本事件では、より多額の有価証券譲渡損失を計上すべく、KPC 社と原告 X が交わした決議書において、配当原資の一部を追加払込資本として採択した。そこでは、KPC 社の簿価純資産額の状況と、有価証券譲渡損失の計上（帳簿価額 > 資本金等の額）を所与として、有価証券譲渡対価と譲渡原価に配慮した剰余金配当割合が設定された。

いずれも看過し難い論点であるが、とりわけ後者には検討の余地が残ろう。というのも、これまで混合配当の税負担に影響を与える要素としては、「簿価純資産額の状況」と「有価証券譲渡対価と譲渡原価の関係」があげられていたが²⁰⁾、そこに「剰余金配当割合」という第三の要素が加わるからである。剰余金配当割合が税負担にどのような影響を及ぼすのかが議論の要となるが、この点については今後の検討課題としたい。

18) これについては、伊藤・増田（2022）、平川・石井（2021）、渡辺（2022b）も指摘している。

19) 税務通信データベース（2019）、渡辺（2021、83頁）等。

20) 松永（2022）、松永（2023）を参照。

参考文献

- 伊藤剛志・増田貴都 (2022) 「最判令和3年3月11日(混合配当事件)後の国税庁の対応と税制改正の動向」『企業会計』第74巻第3号, 98-104頁。
- 太田洋編 (2019) 『M & A・企業組織再編のスキームと税務』第4版, 大蔵財務協会。
- 大野真弓 (2022) 「資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする配当を受けた場合の法人税法上の区分について—最高裁令和3年3月11日判決を題材として—」『税務大学校論叢』第106号, 3-87頁。
- 大淵博義 (2021) 「資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とするみなし配当等の計算規定を違法・無効とした最高裁判決—その判事内容の検証と制度改正の方向性—」『税理』第64巻第7号, 2-9頁。
- 岡村忠生 (2022) 「資本剰余金からの脱却—分配に対する課税について—」『税法学』第586号, 131-151頁。
- 小山浩・山川佳子・村上博隆 (2021) 「みなし配当の計算を規定する法人税法施行令の定めを一部無効とした最高裁判決」『TAX LAW NEWS LETTER』第45号, 1-10頁。
- 小山浩 (2022a) 「子会社からの配当をめぐる税務上の留意点〔上〕」『商事法務』第2290号, 28-36頁。
- 小山浩 (2022b) 「子会社からの配当をめぐる税務上の留意点〔下〕」『商事法務』第2292号, 48-55頁。
- 霞晴久 (2021) 「外国法人から受領する『みなし配当』に関する実務上の諸問題—プロラタ計算違法判決を題材として—」『税理』第64巻第11号, 143-152頁。
- 木山泰嗣 (2021) 「最新判例・係争中事例の要点解説」『税経通信』第76巻第6号, 171-180頁。
- 国際興業公式 HP 「会社概要」 (<https://www.kokusaikogyo.co.jp/about/profile/>) (最終アクセス日 2022年11月17日)
- 国際興業管理株式会社公式 HP 「会社概要」 (<http://www2.kokusaikogyo.co.jp/company/>) (最終アクセス日: 2022年11月17日)
- 国税庁 HP 「最高裁判所令和3年3月11日判決を踏まえた利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当の取扱いについて」 (<https://www.nta.go.jp/information/other/data/r03/saikosai/index.htm>) (最終アクセス日: 2022年11月17日)
- 小島義博・栗原宏幸・安部慶彦 (2018) 「最新事例解説 みなし配当の計算を規定する法人税法施行令の定めを一部無効とした裁判例(東京地裁平成29年12月6日判決)」『TAX LAW NEWS LETTER』第31号, 1-8頁。
- 坂本雅士 (2021) 「混合配当に係る最高裁判決を受けて—残された課題—」『会計』第200巻第5号, 28-39頁。
- 佐藤修二 (2018) 「法人税法施行令を違法・無効とした判決の衝撃」『税務弘報』第66巻第9号, 139-145頁。
- 佐藤修二 (2019) 「移転価格税制・資本等取引に係る納税者勝訴事例」『租税研究』第833号, 287-304頁。
- 週刊税務通信 (2021) 「最高裁 3/11に剰余金の配当を巡る事件で判決 東京高裁で敗訴した国が上告も弁論は開かれず」第3645号, 5頁。
- 税務通信データベース (2019) 「利益・資本剰余金による配当の税務処理をケース別に確認」第3575号。
- 田島秀則 (2019) 「米国子会社から受領した資本剰余金の配当とみなし配当課税について」『税務事例』第51巻第8号, 8-15頁。
- 長井伸仁 (2011) 「大規模法人に対する審理上の留意事項(その2, 連結納税制度を中心に)」『租税研究』第738号, 84-100頁。
- 平川雄士・石井裕樹 (2021) 「判例評釈 最高裁令和3年3月11日判決の解説: 納税者訴訟代理人としての経験から」『T&A master: Tax & accounting/ロータス21』第880号, 17-23頁。
- 松永真理子 (2022) 「混合配当に係るタックス・インセンティブの検討—税負担を異にする要素と配

当手段を勘案して—』『産業経理』第82巻第2号, 139-149頁。

松永真理子(2023)「混合配当の基本問題—配当順序にみる課税関係の『歪み』と『揺らぎ』—」『税務会計研究』第33号。

渡辺徹也(2022a)「法人が資本の払戻しを行った場合における法人税法施行令23条1項3号の法適合性」『ジュリスト』第1567号, 131-134頁。

渡辺徹也(2022b)「企業会計・会社法と法人税法に関する一考察」『税法学』第586号, 685-704頁。

渡辺充(2021)「資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当とプロラタ計算の違法性: 国際興業管理株式会社事件 [最高裁一小令3.3.11判決]」『税理』第64巻第10号, 70-86頁。